

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による療養補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人の亡妻（以下「被災者」という。）は、平成〇年〇月〇日にB県C市所在のA会社D店（以下「事業場」という。）に採用され、保安担当のパートタイマーとして週1日から2日勤務していた。また、被災者は平成〇年〇月〇日にB県C市所在のE会社（以下「会社」という。）にも雇用され、競輪開催期間に車券の発売所業務に従事していた。

平成〇年〇月〇日、被災者は事業場において、負傷した男性客の対応をしていたところ、突然腹部を押さえ倒れ込み、直ちにF病院に救急搬送されたが、同日「急性大動脈解離」（以下「本件疾病」という。）により死亡した。

請求人は、被災者に発症した本件疾病は業務上の事由によるものであるとして、監督署長に療養補償給付の請求をしたところ、監督署長は、被災者の本件疾病は業務上の事由によるものとは認められないとして、これを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、さらに、この決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争 点

本件の争点は、被災者の死亡が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

- (1) 被災者に発症した本件疾病については、発症の経緯及び医証に照らし、決定書理由第2の2の(2)のアに説示するとおり、疾患名は「急性大動脈解離」、発症日は平成〇年〇月〇日と判断する。
- (2) 本件疾病を含む脳血管疾患及び虚血性心疾患等(負傷に起因するものを除く。)の業務上外の判断に当たっては、厚生労働省労働基準局長が「脳血管疾患及び虚血性心疾患等(負傷に起因するものを除く。)の認定基準について」(平成13年12月12日付け基発第1063号。以下「認定基準」という。)を策定しており、当審査会としてもその取扱いを妥当なものと考えことから、以下、認定基準に基づいて検討する。
- (3) 被災者が、発症直前から前日までの間において「異常な出来事」に遭遇したか否かについて検討すると、以下のとおりである。

認定基準における「異常な出来事」と認められるか否かは、①通常の業務遂行過程においては遭遇することがまれな事故又は災害等で、その程度が甚大であったか、②気温の上昇又は低下等の作業環境の変化が急激で著しいものであったか等について検討し、これらの出来事による身体的、精神的負荷が著しいと認められるか否かという観点から判断すべきものとされている。この点、被災者は、発症直前に、客の負傷の知らせを受け、事業場を5階から2階まで階段を使用して負傷客のところに駆けつけ、対応に当たっていることが認められるが、同出来事は、客の負傷の程度から見て、遭遇することがまれな事故とい

うことはできず、また、同出来事における被災者の対応は、通常業務として行ったものと認められるところであり、さらに、発生場所は室内であり、移動距離もわずかであったこと等の事情から見て、被災者に特に過重な身体的、精神的負荷があったと認めることはできない。

以上のとおり、被災者が、本件疾病の発症直前から前日までの間において、発症原因となり得るような業務に関連する異常な出来事に遭遇したと認めることはできない。

(4) また、本件疾病発症前短期間又は長期間における被災者の勤務状況を見ても、長時間労働は認められず、労働時間以外の負荷要因も認められない。このため、本件疾病発症前において、被災者が特に過重な業務に就労したものと認めることもできない。

(5) 以上見たところから、被災者に、本件疾病の発症に影響を及ぼし得る業務による明らかな過重負荷は認められないものと判断する。

3 以上のとおりであるので、被災者の本件疾病及び死亡は業務上の事由によるものとは認められず、監督署長が請求人に対してした療養補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。